

東日本大震災と東京弁護士会の取組

平成23年度東京弁護士会 東日本大震災担当副会長
吉野 高

東日本大震災に対し、東京弁護士会独自に行った支援活動としては、「被災高校生特別義援金」と「仙台弁護士会への職員の応援」がある。

1 被災高校生特別義援金

東京弁護士会では、会員へのお願いを中心に、3.11以降直ちに義援金の募金活動を開始した。新年度になり義援金の使途について議論を重ねた。まず、被災3弁護士会へ送金することを決め、その余の義援金については、被災地の厳しい状況を考え、被災者の方々に直接お渡しする方法を検討した。そして、7月13日「東京弁護士会被災高校生特別義援金」と名称を変更し、父親や母親を亡くされた高校生対象に、毎月15,000円を1年間給付する、返済は求めないこととした。

会のホームページやツイッター、文科省のポータルサイトなどで公募し、被災3県の高校へも協力を要請した。その結果、当初の予定の60名を上回る140名から応募があった。応募書類を見て胸が痛んだ。両親を亡くした方も10名いた。母子家庭で母親を亡くした方、父子家庭で父親を亡くした方もいた。「死体検案書」のコピーが添付されたものもあった。「水田で発見」「瓦礫の中で死亡していた」「鼻腔、口腔内に多量の土砂」・・・できることはささやかなことだ。しかし、皆さんを忘れない人が大勢いるというメッセージを伝えたかった。理事者会は抽選で60名を決めることはできなかった。資金不足のまま140名全員に9月から義援金を送ることを決めた。

その後、3月末日までの義援金総額は38,874,387円。福岡県弁護士会と愛知県弁護士会にもご賛同いただくとともに（後に義援金の名称を両弁護士会と共催の形式に改めた）、当会会員・職員だけではなく大勢の一般市民や他会会員の方々からも暖かいご協力をいただいた結果、当初予定の1年間支

給から全員卒業まで支給できることになった。さらにお寄せいただいた義援金は、毎月の給付額に上乘せしてお渡しする予定である。

2 仙台弁護士会への職員の応援

「私たちも何かしたい」「同じ弁護士会の職員が困っているに違いない。何かできることはないか」ある職員から相談を受けたのが5月中旬。仙台会の友人を通じ、情報を聞いたところ、当面は問題ないとの回答であった。その後、6月に入り、仙台会から「震災ADRを立ち上げたところ、申立件数は250件を超え、担当職員の超過勤務時間が月100時間を超える状況である。日弁連にも要請したが断られてしまった。何とか応援してもらえないか」との要請を受けた。

そこで、事態の緊急性や重要性を考え、早速応援体制を検討した。放射能問題や余震が続いていることもあり強制はできないので有志を募り対応することにした。また、職員の前向きな気持ちも考え、出張手当や現地での超過勤務手当は支給しない半ボランティアの位置づけとした。

結果は、正規職員の3分の1にあたる21名の応募があり、7月19日から9月30日までの間、2人1組で1週間ずつ延べ22人、引継により仙台の職員の方々に迷惑をかけない方法を考え、主に震災ADRの実務の応援をすることができた。「何かしたい」という当会の職員の思いと仙台会のニーズがうまく合致して実現したものと思う。

派遣された職員からは「事件内容を見て、今回の震災の被害の甚大さ、弁護士会に対する期待の大きさを身にしみて感じた」「仙台の職員の方々は少数ながら懸命に頑張っていた。その姿を見て勇気づけられると同時に非常に勉強になった」「仙台の皆さんの誠実な姿に感動し、今後でもできるかぎり協力したい」「どの程度役立ったかわからないが、

むしろ勉強させてもらった」「被災地弁護士会の職員であるという自負のもと、被災者支援のために一生懸命に仕事をされていた。その真摯な姿は、弁護士会職員としての初心を思い返させる眩しいものだった」というような意見が寄せられている。

他会の職員との交流という貴重な経験をさせても

らったことが、今後の当会の職員の一層の意識向上に役立つものと期待している。

なお、応援の実務を通じて、より合理的な事務処理をすすめるために、ADRデータベースを作成して提供した。実情にあわせて改修しながら使っていただければ幸いである。